【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成29年９月29日

【発行者名】　ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド
(Janus Capital Trust Manager Limited)

【代表者の役職氏名】　取締役
カール・オサリバン(Carl O'Sullivan)
ピーター・サンディーズ(Peter Sandys)
イアン・ダイブル（Ian Dyble）
アリスター・セイヤー（Alistair Sayer）

【本店の所在の場所】　アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス 10
(10 Earlsfort Terrace, Dublin ２, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】　弁護士　森　下　国　彦

【代理人の住所又は所在地】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】　弁護士　島田　充生
同　　菅野　龍太郎

【連絡場所】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】　(03)6888-1000

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ジャナス・セレクション（Janus Selection）

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

受益証券総額３兆円を限度とします。
それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

最大発行価額

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド
(愛称：「足下しっかり型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

ジャナス・ハイイールド・ファンド
(愛称：「収穫型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円

ジャナス・バランス・ファンド
(愛称：「全天候型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド
(愛称：「みにくいアヒルの子型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

ジャナス・トゥエンティ・ファンド
(愛称：「ノアの箱舟　厳選型」)

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド
(愛称：「大地の実り型」)

クラスA(米ドル)受益証券（四半期分配型）	30億米ドル(約3,311億円)
クラスA(円)受益証券（四半期分配型）	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券（四半期分配型）	30億米ドル(約3,311億円)
クラスB(円)受益証券（四半期分配型）	3,000億円

ジャナス・ジャパン・ファンド

クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,311億円)

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

(注)　本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2017年７月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝110.35円）を用いており、訂正前の換算レート(2017年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(米ドルについては、１米ドル＝112.19円))とは異なっています。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年６月15日付で提出した有価証券届出書につきまして、管理会社であるジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド（Janus Capital Trust Manager Limited)は、ジャナス・セレクション（Janus Selection）のサブファンドの一つであるジャナス・ジャパン・ファンドを平成29年10月17日をもって終了（償還）することを決定いたしましたので、記載事項を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正事項】

第一部 証券情報
（２）外国投資信託受益証券の形態等
（３）発行（売出）価額の総額
（４）発行（売出）価格
（７）申込期間
（８）申込取扱場所
第二部 ファンド情報
第１ ファンドの状況
１ ファンドの性格
(1) ファンドの目的及び基本的性格
(3) ファンドの仕組み
(5) 開示制度の概要
２ 投資方針
(1) 投資方針
(2) 投資対象
(3) 運用体制
(4) 分配方針
３ 投資リスク
４ 手数料等及び税金
(3) 管理報酬等
(4) その他の手数料等
(5) 課税上の取扱い
５ 運用状況
(1) 投資状況
(3) 運用実績
① 純資産の推移
② 分配の推移
③ 収益率の推移

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

２ 買戻し手続等

第３ ファンドの経理状況

２ ファンドの現況

第三部 特別情報

第２ その他の関係法人の概況

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

２ 関係業務の概要

３ 資本関係

第４ その他

別紙３

【訂正箇所】

訂正箇所は下線をもって示しております。

第一部 【証券情報】

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

＜訂正前＞

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する50種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

このうち、日本国内においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドを募集します。

（中略）

(注１) ジャナス・ジャパン・ファンドを除くジャナス・セレクションの各サブファンドには、それぞれ愛称が付けられています。愛称を使う場合には、「ノアの箱舟　厳選型(クラスＡ(円)受益証券)」のように呼ぶことがあります。また、同じ愛称で異なるクラスのサブファンド又は異なる通貨のサブファンドを、「ノアの箱舟　厳選型　クラスＡ/クラスＢ」又は「ノアの箱舟　厳選型(米ドル、円)」などと総称することがあります。

（後略）

＜訂正後＞

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する50種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

このうち、日本国内においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを募集します。

（中略）

(注１) ジャナス・セレクションの各サブファンドには、それぞれ愛称が付けられています。愛称を使う場合には、「ノアの箱舟　厳選型(クラスＡ(円)受益証券)」のように呼ぶことがあります。また、同じ愛称で異なるクラスのサブファンド又は異なる通貨のサブファンドを、「ノアの箱舟　厳選型　クラスＡ/クラスＢ」又は「ノアの箱舟　厳選型(米ドル、円)」などと総称することがあります。

（後略）

（３）【発行（売出）価額の総額】

＜訂正前＞

３兆円を限度とします。

当ファンドのそれぞれのサブファンドごとの発行価額は以下を限度とします。

サブファンド	最大発行価額
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド(愛称：足下しっかり型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ハイイールド・ファンド(愛称：収穫型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
クラスＡ(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円
ジャナス・バランス・ファンド(愛称：全天候型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド(愛称：みにくいアヒルの子型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・トゥエンティ・ファンド(愛称：ノアの箱舟　厳選型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(愛称：大地の実り型)	
クラスＡ(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＡ(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円
クラスＢ(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスＢ(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円
ジャナス・ジャパン・ファンド	
クラスＡ(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)

（後略）

＜訂正後＞

３兆円を限度とします。

当ファンドのそれぞれのサブファンドごとの発行価額は以下を限度とします。

サブファンド	最大発行価額
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド(愛称：足下しっかり型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ハイイールド・ファンド(愛称：収穫型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券(毎月分配型)	3,000億円
ジャナス・バランス・ファンド(愛称：全天候型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド(愛称：みにくいアヒルの子型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・トゥエンティ・ファンド(愛称：ノアの箱舟　厳選型)	
クラスA(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券	30億米ドル(約3,366億円)
クラスB(円)受益証券	3,000億円
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(愛称：大地の実り型)	
クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスA(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円
クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)	30億米ドル(約3,366億円)
クラスB(円)受益証券(四半期分配型)	3,000億円

（後略）

（４）【発行（売出）価格】

＜訂正前＞

①　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ニューヨーク証券取引所の営業日(但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。)(その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。以下、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドとの関係において「ファンド営業日」といいます。)に計算される受益証券１口当たりの純資産価格です。

②　ジャナス・ジャパン・ファンド

ニューヨーク証券取引所の営業日(但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。)、かつ、銀行が東京において通常営業している日(但し、土曜日、日曜日及び休業日を除きます。)(その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。以下、ジャナス・ジャパン・ファンドとの関係において「ファンド営業日」といいます。)に計算される受益証券１口当たりの純資産価格です。

発行価格（受益証券１口当たりの純資産価格）は、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。販売会社又は販売取扱会社は、下記「（８）申込取扱場所」に記載のジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドのホームページで確認することができます。

＜訂正後＞

ニューヨーク証券取引所の営業日(但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。)(その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。以下「ファンド営業日」といいます。)に計算される受益証券１口当たりの純資産価格です。

発行価格（受益証券１口当たりの純資産価格）は、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。販売会社又は販売取扱会社は、下記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（７）【申込期間】

＜訂正前＞

2017年７月１日から2018年６月30日まで

（注１） ジャナス・ジャパン・ファンド以外のサブファンドについては、原則として、ニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)までに管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者によって申込みが受領、承諾された場合にのみ、当該ファンド営業日当日の取扱いになります。ジャナス・ジャパン・ファンドについては、原則として、グリニッジ時間の正午までに管理事務代行会社、又は管理事務代行会社に代わる者によって申込みが受領、承諾された場合にのみ、当該ファンド営業日当日の取扱いになります。日本における申込みの取扱いは、原則としてファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日の所定の受付時間内になされた申込みを当該ファンド営業日当日の取扱いとします。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みを中止する日がある場合があります。詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問合せください。

（後略）

＜訂正後＞

① ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

2017年７月１日から2018年６月30日まで

② ジャナス・ジャパン・ファンド

2017年７月１日から2017年９月29日まで

（注１） 原則として、ニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)までに管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者によって申込みが受領、承諾された場合にのみ、当該ファンド営業日当日の取扱いになります。日本における申込みの取扱いは、原則としてファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日の所定の受付時間内になされた申込みを当該ファンド営業日当日の取扱いとします。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みを中止する日がある場合があります。詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問合せください。

（後略）

（８）【申込取扱場所】

＜訂正前＞

申込取扱場所（販売会社及び販売取扱会社）については<u>ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド</u>のホームページに掲載している「ジャナス・セレクション 販売会社一覧」をご参照ください。

URL　https://www.janushenderson.com/jpii

（注１）　ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、日本国内での受益証券の販売・買戻しは行っておりません。

（後略）

＜訂正後＞

申込取扱場所（販売会社及び販売取扱会社）については<u>以下</u>のホームページに掲載している「ジャナス・セレクション 販売会社一覧」をご参照ください。

URL　https://www.janushenderson.com/jpii

（注１）　<u>総販売会社である</u>ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、日本国内での受益証券の販売・買戻しは行っておりません。

（後略）

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

＜訂正前＞

(ⅰ)当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、複数のサブファンドから構成されます。日本国内で募集されるのは、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドの７つのサブファンドです。

(ⅱ)当ファンドの各サブファンドの投資目的は、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンド(以下、これらを「アンダーライイング・ファンド」ということがあります。)に投資することです。(下図参照。)

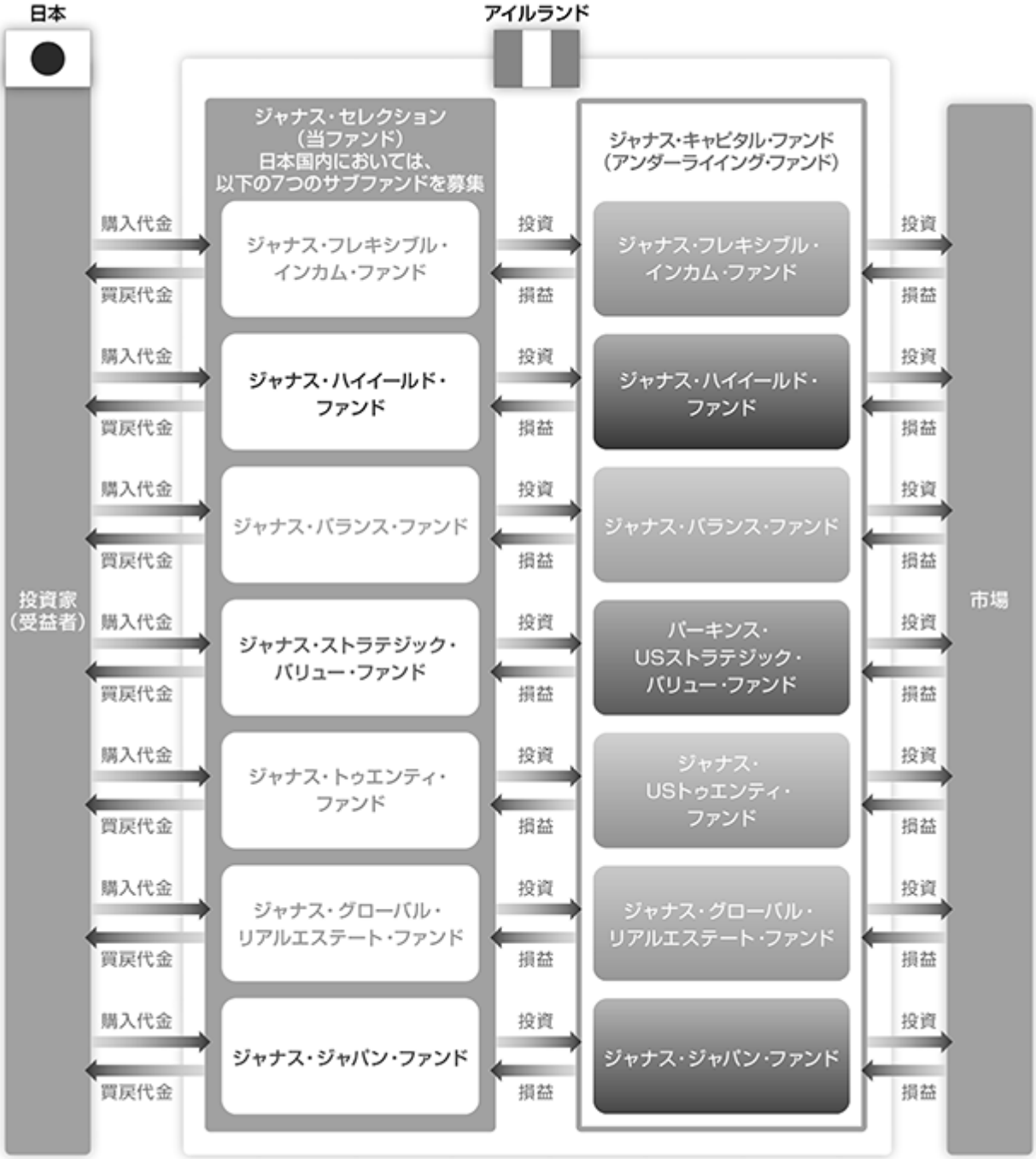

（後略）

＜訂正後＞

(ｉ)当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、複数のサブファンドから構成されます。日本国内で募集されるのは、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの６つのサブファンドです。

(ⅱ)当ファンドの各サブファンドの投資目的は、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(以下、これらを「アンダーライイング・ファンド」ということがあります。)に投資することです。(下図参照。)

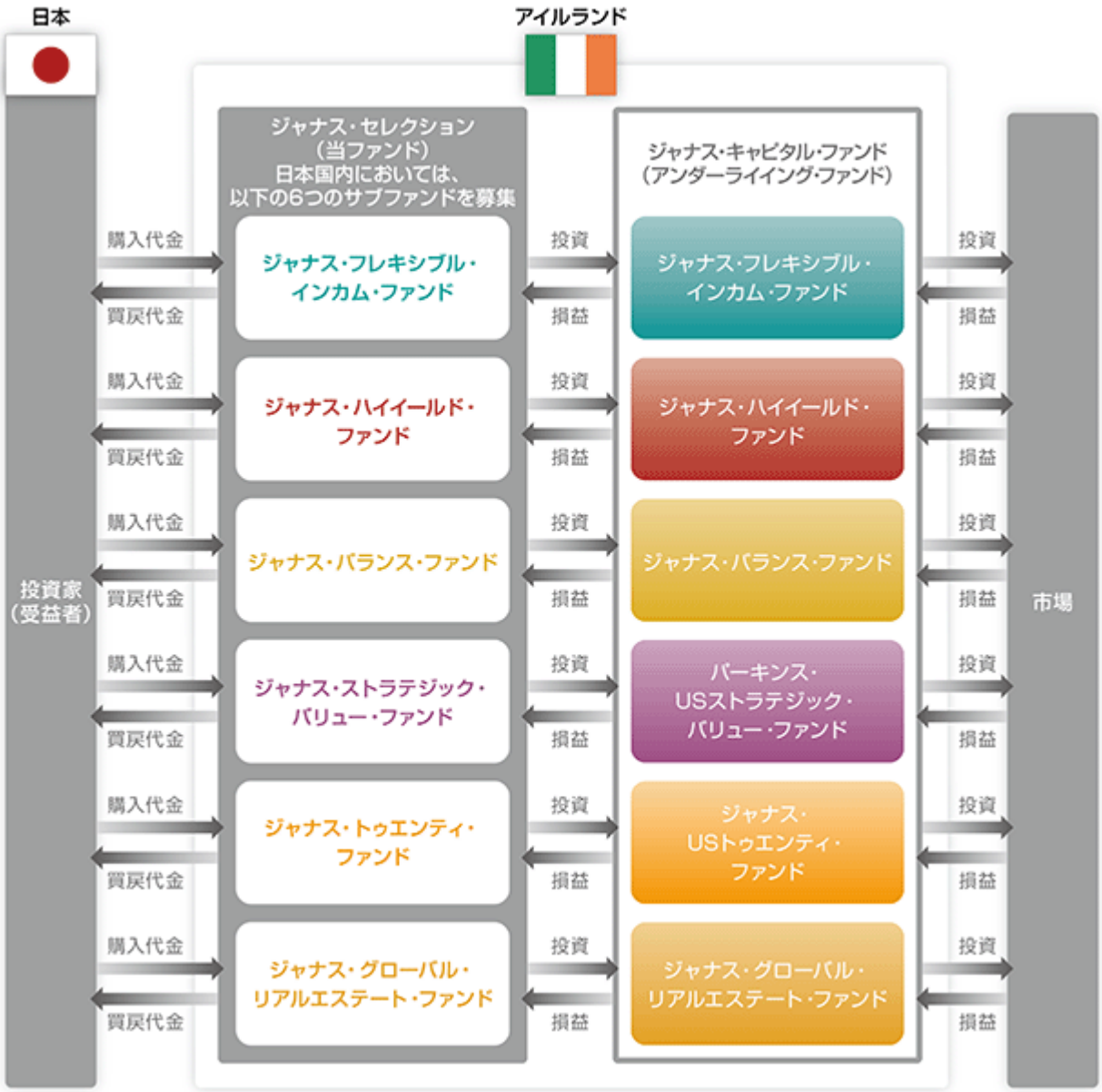

(後略)

(3) 【ファンドの仕組み】

② 管理会社と関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

＜訂正前＞

＜参考情報：ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問会社及び副投資顧問会社＞

（前略）

(iii)パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(Perkins Investment Management, LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのパーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(iv) アセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド

（Asset Management One International Ltd.）

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ジャパン・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのジャナス・ジャパン・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(注) 2016年10月１日、DIAMインターナショナル・リミテッド(DIAM International Ltd.)からアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド（Asset Management One International Ltd.）に商号が変更されました。

＜訂正後＞

＜参考情報：ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問会社及び副投資顧問会社＞

（前略）

(iii)パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(Perkins Investment Management, LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのパーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(5) 【開示制度の概要】

(1) アイルランドにおける開示

(ｉ)アイルランド中央銀行に対する開示

＜訂正前＞

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

（中略）

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・US-REIT・ファンド（現ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド）の認可申請に関連して、管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドより、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドからアイルランド中央銀行に宛てられた2003年８月27日付申請書

2) 2003年８月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラスの認可申請に関連して、管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドより、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 2004年10月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・ジャパン・ファンドのクラスＡ（米ドル)受益証券の認可申請に関連して、管理会社及びシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店に商号変更)より、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社及びシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店に商号変更)からアイルランド中央銀行に宛てられた2014年８月12日付申請書

2) 2014年８月12日付のプロスペクタス

3) 2016年９月９日付代行協会員契約の覚書

（後略）

＜訂正後＞

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

（中略）

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・US-REIT・ファンド（現ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド）の認可申請に関連して、管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドより、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1)　管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドからアイルランド中央銀行に宛てられた2003年８月27日付申請書

2)　2003年８月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラスの認可申請に関連して、管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドより、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1)　2004年10月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

（後略）

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

＜訂正前＞

（前略）

（ⅱ）投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。さらに、ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

（中略）

（ⅵ）円建てクラスは円で表示されています。ジャナス・ジャパン・ファンドを除いた各サブファンドは、通常投資ポートフォリオを米ドルで管理しています。ジャナス・ジャパン・ファンドは、通常投資ポートフォリオを円で管理しています。通常、各サブファンドは、受領した円を投資のために米ドルに交換し、受益者から受益証券を買戻す際に、米ドルを円に交換します。各サブファンドの当該クラスは、通貨の交換に関する費用をそれぞれ負担します。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(ⅱ) 投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

（中略）

(ⅵ) 円建てクラスは円で表示されています。各サブファンドは、通常投資ポートフォリオを米ドルで管理しています。通常、各サブファンドは、受領した円を投資のために米ドルに交換し、受益者から受益証券を買戻す際に、米ドルを円に交換します。各サブファンドの当該クラスは、通貨の交換に関する費用をそれぞれ負担します。

（後略）

(2) 【投資対象】

＜訂正前＞

（前略）

（ｖ）当ファンドの各サブファンド及びアンダーライイング・ファンドの各サブファンドの投資対象は、以下の通りです。

（中略）

f) ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（中略）

普通株式及び／又は出資持分並びにその他の不動産会社に投資されるアンダーライイング・ファンドの資産の割合は変動します。また、副投資顧問会社の市況判断によっては、政府証券、債券、及び仕組債（注８）等、投資適格の短期利付証券に投資することができます。副投資顧問会社がさらなる利益が見込まれると判断した場合、アンダーライイング・ファンドは、優先株式、政府証券、債券、ワラント及び普通株式に転換可能な証券等に投資することができます。アンダーライイング・ファンドはまた、その純資産総額の10％までをOECD加盟国政府やその機関もしくは系列機関、又は民間証券発行者により発行又は保証された、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券及び抵当付きモーゲージ証券に投資することができますが、それらは主要な格付機関により投資適格未満とされたものである場合があります。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10％を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。上記の条件に従う限り、アンダーライイング・ファンドは、新興市場において取引されている証券に対して、一つの新興市場につき純資産総額の10％を上限として投資することができます。また、新興市場において取引されている証券全体に対する投資総額は、純資産総額の20％を上限とします。アンダーライイング・ファンドは、米国預託証書、ヨーロッパ預託証書及び国際預託証書を通じて、当該市場に直接に投資します。

g)　ジャナス・ジャパン・ファンド

ジャナス・ジャパン・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ジャパン・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ジャパン・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、ファンド資産の長期的な成長を目指すことです。アンダーライイング・ファンドは、主に日本に拠点を置き、又は経済活動の大部分を日本で行う、大企業、中堅企業及びより規模の小さい新興成長企業の普通株式に投資することにより、その投資目的を追求します。アンダーライイング・ファンドは様々な産業分野に分散投資する予定です。アンダーライイング・ファンドは、効率的なポートフォリオ運営(すなわち、アンダーライイング・ファンドのリスクの抑制、コストの削減、追加資本及び利益の獲得など)のため、又は(純資産総額の10%を上限として)その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、投資のリスクをヘッジするためにアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。

(注1)　「米国の発行体」とは、米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている発行体（米国企業を含む)を意味します。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（ｖ）当ファンドの各サブファンド及びアンダーライイング・ファンドの各サブファンドの投資対象は、以下の通りです。

（中略）

f)　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（中略）

普通株式及び／又は出資持分並びにその他の不動産会社に投資されるアンダーライイング・ファンドの資産の割合は変動します。また、副投資顧問会社の市況判断によっては、政府証券、債券、及び仕組債（注８）等、投資適格の短期利付証券に投資することができます。副投資顧問会社がさらなる利益が見込まれると判断した場合、アンダーライイング・ファンドは、優先株式、政府証券、債券、ワラント及び普通株式に転換可能な証券等に投資することができます。アンダーライイング・ファンドはまた、その純資産総額の10％までをOECD加盟国政府やその機関もしくは系列機関、又は民間証券発行者により発行又は保証された、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券及び抵当付きモーゲージ証券に投資することができますが、それらは主要な格付機関により投資適格未満とされたものである場合があります。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10％を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。上記の条件に従う限り、アンダーライイング・ファンドは、新興市場において取引されている証券に対して、一つの新興市場につき純資産総額の10％を上限として投資することができます。また、新興市場において取引されている証券全体に対する投資総額は、純資産総額の20％を上限とします。アンダーライイング・ファンドは、米国預託証書、ヨーロッパ預託証書及び国際預託証書を通じて、当該市場に直接に投資します。

(注1)　「米国の発行体」とは、米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている発行体（米国企業を含む)を意味します。

（後略）

(3) 【運用体制】

＜訂正前＞

（i）概要

管理会社は、2014年８月12日付修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、AIFルールブック集に従い、特定の義務を委任することができます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、現在、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委任しており、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委任しており、ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドに委任しています。

（中略）

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの概要

（中略）

アンダーライイング・ファンドに関する投資決定と戦略的資産配分の変更は、ポートフォリオ・マネジャーが行います。投資決定と戦略的資産配分がポートフォリオに予期しないリスクを生じさせないために、ポートフォリオ・マネジャーはリスク管理・パフォーマンス評価部門のディレクターと連携します。

アセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドの概要

アセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドは、イングランド及びウェールズの法律に基づき設立された会社であり、FCAの規制を受けます。同社は、1979年より投資運用及び助言業務を行っております。2017年３月31日現在のアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドの運用資産は約65億米ドル（約7,292億円）です。

（ii）利益相反取引

（後略）

＜訂正後＞

（i）概要

管理会社は、2014年８月12日付修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、AIFルールブック集に従い、特定の義務を委任することができます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、現在、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委任しており、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委任しています。

（中略）

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの概要

（中略）

アンダーライイング・ファンドに関する投資決定と戦略的資産配分の変更は、ポートフォリオ・マネジャーが行います。投資決定と戦略的資産配分がポートフォリオに予期しないリスクを生じさせないために、ポートフォリオ・マネジャーはリスク管理・パフォーマンス評価部門のディレクターと連携します。

（ii）利益相反取引

（後略）

(4) 【分配方針】

＜訂正前＞

（前略）

(iv)ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されていません。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(iv)ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されていません。

（後略）

３ 【投資リスク】

＜訂正前＞

（前略）

(ⅱ)アンダーライイング・ファンドに関するリスク

Ａ． 一般的な投資リスク

1) ハイイールド証券に投資するリスク

アンダーライイング・ファンドには投資対象の最低格付基準があらかじめ定められておらず、主要な格付機関により投資適格未満とされた証券に投資することができます(S&PのBB以下、ムーディーズのBa以下、フィッチのBB以下。別紙２を参照してください。)。

（中略）

ジャナス・バランス・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産総額の35%までを投資適格未満とされた債券に投資することができます。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドの各アンダーライイング・ファンドは、純資産総額の15%までを投資適格未満の証券に投資することができます。

副投資顧問会社は、複数の機関による異なる格付けを持つ証券と非格付証券に対する投資が上記に規定された投資比率に関する制限に含まれるかどうか、又はそれらが投資適格証券もしくは投資適格未満の証券と同等であるかどうかを決定することがあります。

（中略）

B． 特定のアンダーライイング・ファンドに関するリスク

（前略）

③ 新興市場リスク

アンダーライイング・ファンドは、新興市場に投資することがあり、一定のアンダーライイング・ファンドは純資産総額の全額を当該国に投資することを許可されています。

新興市場への投資に関するリスクは他国と比べて高い場合があり、以下のものが含まれます（但しこれらに限定されません。）。

・米ドル以外の為替リスク

ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドを除いた各アンダーライイング・ファンドは米ドル以外の通貨建ての証券を購入する際に現地の通貨を購入し、また当該証券を売却する際にその現地通貨を売却することがあります。ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドを除いた各アンダーライイング・ファンドの基準通貨は米ドルであるため、米ドル以外の通貨建ての証券を保有する場合、その価格は米ドルに対する現地通貨の価値により影響を受けます。ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドは日本円以外の通貨建ての証券を購入する際に現地の通貨を購入し、また当該証券を売却する際にその現地通貨を売却することがあります。ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドの基準通貨は日本円であるため、日本円以外の通貨建ての証券を保有する場合、その価格は日本円に対する現地通貨の価値により影響を受けます。

・政治及び経済リスク

（中略）

④ 金利リスク及び信用リスク

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド(並びにジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドに債券が含まれている場合は、債券及び金利の部分)のパフォーマンスは、主に金利リスク及び信用リスクに左右されます。金利リスクはポートフォリオの価値が金利の変化に対して変動するリスクを意味します。一般的に、債券の価格は金利が上昇した場合に低下し、金利が低下した場合には上昇します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいですが、利回りが低い場合が多いです。適用される満期制限により、アンダーライイング・ファンドは該当する副投資顧問会社の金利の傾向及びその他の要因に関する分析に基づき、ポートフォリオの平均残存期間を調整します。

（中略）

(3) リスクに関する参考情報

ジャナス・グローバル・リアルエスティート・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

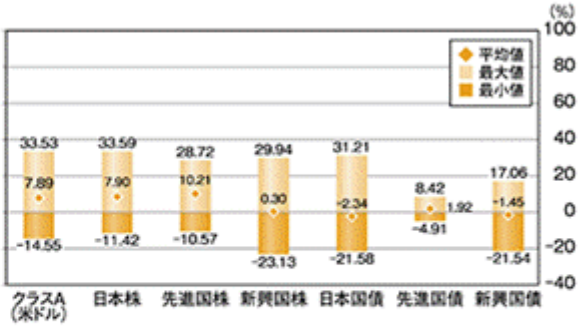

クラスA（円）受益証券

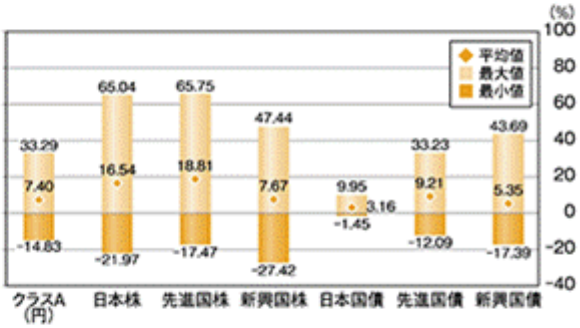

ジャナス・ジャパン・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

該当事項はありません

＜訂正後＞

（前略）

(ⅱ)アンダーライイング・ファンドに関するリスク

Ａ． 一般的な投資リスク

1) ハイイールド証券に投資するリスク

アンダーライイング・ファンドには投資対象の最低格付基準があらかじめ定められておらず、主要な格付機関により投資適格未満とされた証券に投資することができます(S&PのBB以下、ムーディーズのBa以下、フィッチのBB以下。別紙２を参照してください。)。

（中略）

ジャナス・バランス・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産総額の35%までを投資適格未満とされた債券に投資することができます。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの各アンダーライイング・ファンドは、純資産総額の15%までを投資適格未満の証券に投資することができます。

副投資顧問会社は、複数の機関による異なる格付けを持つ証券と非格付証券に対する投資が上記に規定された投資比率に関する制限に含まれるかどうか、又はそれらが投資適格証券もしくは投資適格未満の証券と同等であるかどうかを決定することがあります。

（中略）

B． 特定のアンダーライイング・ファンドに関するリスク

（前略）

③ 新興市場リスク

アンダーライイング・ファンドは、新興市場に投資することがあり、一定のアンダーライイング・ファンドは純資産総額の全額を当該国に投資することを許可されています。

新興市場への投資に関するリスクは他国と比べて高い場合があり、以下のものが含まれます（但しこれらに限定されません。）。

・米ドル以外の為替リスク

各アンダーライイング・ファンドは米ドル以外の通貨建ての証券を購入する際に現地の通貨を購入し、また当該証券を売却する際にその現地通貨を売却することがあります。各アンダーライイング・ファンドの基準通貨は米ドルであるため、米ドル以外の通貨建ての証券を保有する場合、その価格は米ドルに対する現地通貨の価値により影響を受けます。

・政治及び経済リスク

（中略）

④ 金利リスク及び信用リスク

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド(並びにジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに債券が含まれている場合は、債券及び金利の部分)のパフォーマンスは、主に金利リスク及び信用リスクに左右されます。金利リスクはポートフォリオの価値が金利の変化に対して変動するリスクを意味します。一般的に、債券の価格は金利が上昇した場合に低下し、金利が低下した場合には上昇します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいですが、利回りが低い場合が多いです。適用される満期制限により、アンダーライイング・ファンドは該当する副投資顧問会社の金利の傾向及びその他の要因に関する分析に基づき、ポートフォリオの平均残存期間を調整します。

（中略）

(3) リスクに関する参考情報

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

クラスA（米ドル）受益証券

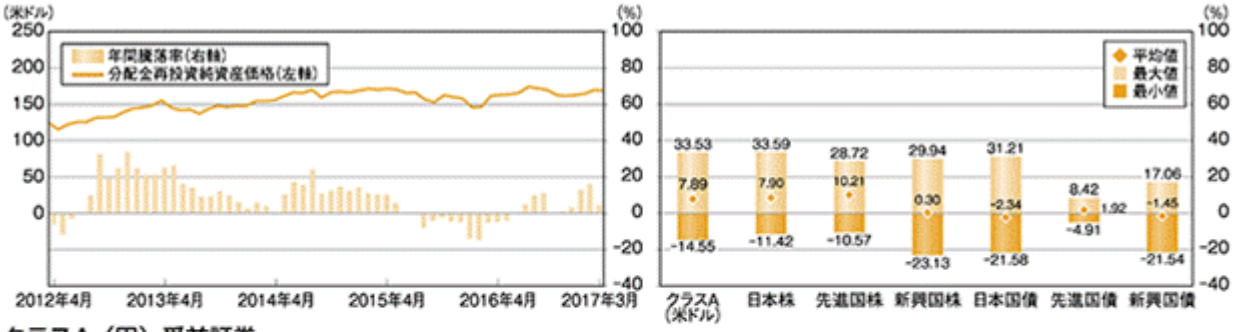

クラスA（円）受益証券

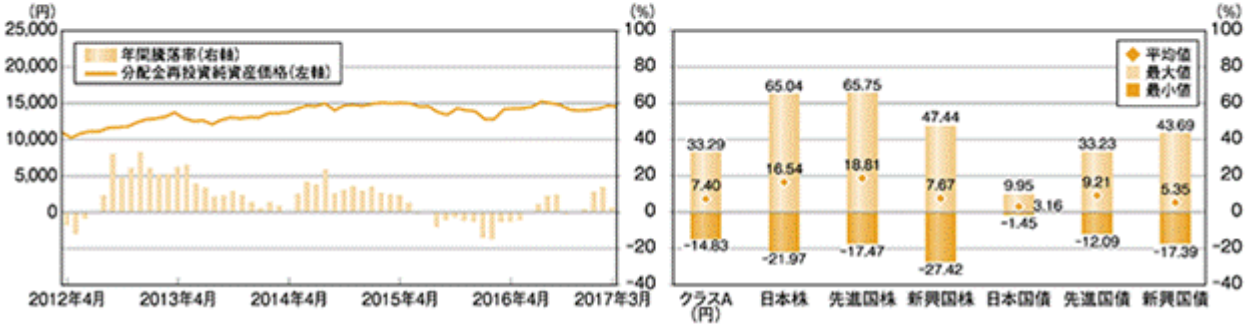

4 【手数料等及び税金】

(3) 【管理報酬等】

＜訂正前＞

（前略）

（ii）報酬

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの各サブファンドの資産から管理会社報酬を受領する権限を有します。かかる管理会社報酬は各純資産総額に対する割合として計算し、当該報酬は日々発生しますが、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。各サブファンドについての管理会社報酬は、当該サブファンドの純資産総額の0.25%を超えないものとします。管理会社はサブファンドから受領する管理会社報酬のうちから投資顧問会社に対する報酬を支払います。

管理会社報酬は、当ファンドの管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。

受益者サービス報酬

クラスA受益証券及びクラスB受益証券に関する受益者サービス報酬は当該クラスに帰属する純資産総額の割合として計算された資産から支払います。当ファンドの各サブファンドにつき、受益者サービス報酬の上限は当該サブファンドの当該クラスに帰属する平均日額純資産総額の0.85%とします。

（中略）

総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限は、当該サブファンドの純資産総額に下記の年率を乗じた額とします。

	クラスA受益証券	クラスB受益証券
Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.60%	0.35%
Ⅱ ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.60%	0.35%
Ⅲ ジャナス・バランス・ファンド	0.75%	0.50%
Ⅳ ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	0.85%	0.60%
Ⅴ ジャナス・トゥエンティ・ファンド	0.85%	0.60%
Ⅵ ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	0.75%	0.50%
Ⅶ ジャナス・ジャパン・ファンド	0.85%	-

（中略）

管理報酬等合計額の上限

管理会社及び総販売会社に支払われる報酬は、下記「当ファンドのサブファンドに適用される費用制限」に記載される管理会社がその都度行う報酬の免除を考慮に入れて、以下の年率を上限とし、当該報酬は該当するサブファンドの平均純資産総額に基づき、毎月計算します。

		クラスA受益証券	クラスB受益証券
Ⅰ	ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	1.25%(注３)	1.75%(注３)
Ⅱ	ジャナス・ハイイールド・ファンド	1.60%	2.10%
Ⅲ	ジャナス・バランス・ファンド	1.90%	2.40%
Ⅳ	ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	2.35%	2.85%
Ⅴ	ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2.05%	2.55%
Ⅵ	ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	2.00%	2.50%
Ⅶ	ジャナス・ジャパン・ファンド	2.00%	-

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（ii）報酬

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの各サブファンドの資産から管理会社報酬を受領する権限を有します。かかる管理会社報酬は各純資産総額に対する割合として計算し、当該報酬は日々発生しますが、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。各サブファンドについての管理会社報酬は、当該サブファンドの純資産総額の0.25%（年率）を超えないものとします。管理会社はサブファンドから受領する管理会社報酬のうちから投資顧問会社に対する報酬を支払います。

管理会社報酬は、当ファンドの管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。

受益者サービス報酬

クラスA受益証券及びクラスB受益証券に関する受益者サービス報酬は当該クラスに帰属する純資産総額の割合として計算された資産から支払います。当ファンドの各サブファンドにつき、受益者サービス報酬の上限は当該サブファンドの当該クラスに帰属する平均日額純資産総額の0.85%（年率）とします。

（中略）

総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限は、当該サブファンドの純資産総額に下記の年率を乗じた額とします。

	クラスA受益証券	クラスB受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.60%	0.35%
ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.60%	0.35%
ジャナス・バランス・ファンド	0.75%	0.50%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	0.85%	0.60%
ジャナス・トゥエンティ・ファンド	0.85%	0.60%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	0.75%	0.50%

（中略）

管理報酬等合計額の上限

管理会社及び総販売会社に支払われる報酬は、下記「当ファンドのサブファンドに適用される費用制限」に記載される管理会社がその都度行う報酬の免除を考慮に入れて、以下の年率を上限とし、当該報酬は該当するサブファンドの平均純資産総額に基づき、毎月計算します。

	クラスA受益証券	クラスB受益証券
ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	1.25%(注３)	1.75%(注３)
ジャナス・ハイイールド・ファンド	1.60%	2.10%
ジャナス・バランス・ファンド	1.90%	2.40%
ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド	2.35%	2.85%
ジャナス・トゥエンティ・ファンド	2.05%	2.55%
ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	2.00%	2.50%

（後略）

(4) 【その他の手数料等】

＜訂正前＞

（前略）

(ⅳ) 当ファンドのサブファンドに適用される費用制限

管理会社は、各クラスに配分された、管理事務代行会社の報酬、保管受託会社の報酬、当ファンドに関するその他費用の総額（管理会社報酬、管理会社及び投資顧問会社の立替費用、受益者サービス報酬、販売会社報酬並びにその他アンダーライイング・ファンドが負担した費用を除きます。）が、１事業年度につき、当ファンドの各サブファンドの各クラスに帰属する日額純資産総額の0.25%（年率）を超えないことを保証するために必要な範囲内で、サブファンドについての管理会社報酬の全部又は一部を放棄することに合意しています。

（中略）

ある事業年度の費用合計(管理事務代行会社、保管受託会社及びすべての法域におけるファンド代理人に対する費用を含む)及び当ファンドのサブファンドに割り当てられた立替費用(ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドを除く)が前項に定められた上限を超えた場合、かかる超過分は（過去の年度における未払いの超過分の額と共に）次の事業年度に持ち越すことができますが、持ち越された超過分は次の事業年度の費用制限の対象となります。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・ジャパン・ファンド及び管理会社が今後設立するその他のサブファンドについては、当該サブファンドに関して発生する手数料や費用で取締役が定める手数料及び費用の上限を超過する分は、次の事業年度に持ち越すことはできません。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当該サブファンドの費用が上限を超過しないことを確保するために必要な限度で、当該サブファンドの運用管理費用の一部を放棄します。

(ⅴ)アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる費用

（中略）

アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限

アンダーライイング・ファンドの１事業年度中の費用総額(あらゆる法域における管理会社、保管受託会社及びジャナス・キャピタル・ファンドの代理人の報酬を含みます。)及び立替費用が下記の表に定めるアンダーライイング・ファンドの平均日額純資産総額の費用上限比率を超えないことを保証するために必要な範囲内で、投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのクラスＩ受益証券に関する投資顧問報酬の一部もしくは全部を放棄することに合意しています。

平均日額純資産総額の費用上限比率(年率)	
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.80%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.90%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・バランス・ファンド	1.05%
ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド	1.75%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンド	1.20%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	1.25%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ジャパン・ファンド	1.15%

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

(ⅳ) 当ファンドのサブファンドに適用される費用制限

管理会社は、各クラスに配分された、管理事務代行会社の報酬、保管受託会社の報酬、当ファンドに関するその他費用の総額（管理会社報酬、管理会社及び投資顧問会社の立替費用、受益者サービス報酬、販売会社報酬並びにその他アンダーライイング・ファンドが負担した費用を除きます。）が、１事業年度につき、当ファンドの各サブファンドの各クラスに帰属する日額純資産総額の0.25%（年率）を超えないことを保証するために必要な範囲内で、サブファンドについての管理会社報酬の全部又は一部を放棄することに合意しています。

（中略）

ある事業年度の費用合計(管理事務代行会社、保管受託会社及びすべての法域におけるファンド代理人に対する費用を含む)及び当ファンドのサブファンドに割り当てられた立替費用(ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを除く)が前項に定められた上限を超えた場合、かかる超過分は（過去の年度における未払いの超過分の額と共に）次の事業年度に持ち越すことができますが、持ち越された超過分は次の事業年度の費用制限の対象となります。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及び管理会社が今後設立するその他のサブファンドについては、当該サブファンドに関して発生する手数料や費用で取締役が定める手数料及び費用の上限を超過する分は、次の事業年度に持ち越すことはできません。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当該サブファンドの費用が上限を超過しないことを確保するために必要な限度で、当該サブファンドの運用管理費用の一部を放棄します。

(ｖ)アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる費用

（中略）

アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限

アンダーライイング・ファンドの１事業年度中の費用総額(あらゆる法域における管理会社、保管受託会社及びジャナス・キャピタル・ファンドの代理人の報酬を含みます。)及び立替費用が下記の表に定めるアンダーライイング・ファンドの平均日額純資産総額の費用上限比率を超えないことを保証するために必要な範囲内で、投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのクラスＩ受益証券に関する投資顧問報酬の一部もしくは全部を放棄することに合意しています。

平均日額純資産総額の費用上限比率(年率)	
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド	0.80%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ハイイールド・ファンド	0.90%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・バランス・ファンド	1.05%
ジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド	1.75%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンド	1.20%
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド	1.25%

（後略）

(5) 【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

(ｉ)日本の課税上の取扱い

2017年４月30日現在において、公募外国株式投資信託とされるファンドの、日本の居住者である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。日本の投資家は、受益証券の申込みに際して、各申込みの時点で適用される有価証券税制について個別に確認してください。所得税法、法人税法並びに租税特別措置法などの税法が改正された場合には、税率あるいは税務上の取扱いが変更される場合があるので注意してください。

(a) 分配金に係る2017年４月30日現在における課税については以下のような取扱いとなります。

1) 日本の個人受益者に支払われるファンドの分配金について確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等の配当等(租税特別措置法第８条の４第１項に規定される上場株式等の配当等をいいます。以下同じ。)による所得(ファンドの分配金を含みます。以下同じ。)の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、当該申告の対象となる年における上場株式等の配当所得の金額については、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率が適用されます。申告不要を選択した場合は、源泉徴収された税額(2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく分配金に関する課税関係は終了します。 なお、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能になります。総合課税を選択した場合、配当控除等の適用はありません。

2) 日本の法人受益者に支払われるファンドの分配金については、2037年12月31日までは15.315%、2038年１月１日以降は15%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。当該分配金は、法人税の課税対象となり、源泉徴収された所得税額は法人税額から控除されます。但し、受取配当の益金不算入の適用は認められません。

(b) 日本の個人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の2017年４月30日現在における課税については、以下のような取扱いとなります。(スイッチングに伴う買戻しの場合も、下記に準じます。)

(後略)

＜訂正後＞

(ｉ)日本の課税上の取扱い

2017年８月31日現在において、公募外国株式投資信託とされるファンドの、日本の居住者である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。日本の投資家は、受益証券の申込みに際して、各申込みの時点で適用される有価証券税制について個別に確認してください。所得税法、法人税法並びに租税特別措置法などの税法が改正された場合には、税率あるいは税務上の取扱いが変更される場合があるので注意してください。

(a) 分配金に係る2017年８月31日現在における課税については以下のような取扱いとなります。

1) 日本の個人受益者に支払われるファンドの分配金について確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等の配当等(租税特別措置法第８条の４第１項に規定される上場株式等の配当等をいいます。以下同じ。)による所得(ファンドの分配金を含みます。以下同じ。)の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、当該申告の対象となる年における上場株式等の配当所得の金額については、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率が適用されます。申告不要を選択した場合は、源泉徴収された税額(2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく分配金に関する課税関係は終了します。 なお、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能になります。総合課税を選択した場合、配当控除等の適用はありません。

2) 日本の法人受益者に支払われるファンドの分配金については、2037年12月31日までは15.315%、2038年１月１日以降は15%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。当該分配金は、法人税の課税対象となり、源泉徴収された所得税額は法人税額から控除されます。但し、受取配当の益金不算入の適用は認められません。

(b) 日本の個人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の2017年８月31日現在における課税については、以下のような取扱いとなります。(スイッチングに伴う買戻しの場合も、下記に準じます。)

(後略)

５ 【運用状況】

本「５　運用状況」中における各種通貨の円貨換算は、2017年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝112.19円）によります。

(1) 【投資状況】

＜訂正前＞

（2017年３月31日現在）

Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	383,096,737 (42,980百万円)	100.22%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-822,575 (-92百万円)	-0.22%
純資産総額		382,274,162 (42,887百万円)	100.00%

（中略）

Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	61,830,934 (6,937百万円)	100.24%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-149,694 (-17百万円)	-0.24%
純資産総額		61,681,240 (6,920百万円)	100.00%

Ⅶ　ジャナス・ジャパン・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ジャパン・ファンド クラスＩ受益証券	(注) アイルランド	113,856 (12,773,505円)	100.08%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		(-96) (-10,770円)	-0.08%
純資産総額		113,760 (12,762,734円)	100.00%

(注)　ジャナス・キャピタル・ファンドの各受益証券はアイルランドにおいて発行され、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを除き、主として米国内で発行される有価証券に投資するものです。

＜訂正後＞

（2017年３月31日現在）

Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・フレキシブル・インカム・ ファンド クラスＩ受益証券	（注） アイルランド	383,096,737 (42,980百万円)	100.22%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-822,575 (-92百万円)	-0.22%
純資産総額		382,274,162 (42,887百万円)	100.00%

（中略）

Ⅵ ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

資産の種類	発行国名	時価合計（米ドル）	投資比率
ジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ ファンド クラスＩ受益証券	（注） アイルランド	61,830,934 (6,937百万円)	100.24%
現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後）		-149,694 (-17百万円)	-0.24%
純資産総額		61,681,240 (6,920百万円)	100.00%

（注） ジャナス・キャピタル・ファンドの各受益証券はアイルランドにおいて発行され、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドを除き、主として米国内で発行される有価証券に投資するものです。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

＜訂正前＞

2016年1月末日から2017年3月末日までの期間における各月末並びに直近10計算期間の各会計年度末の純資産の推移は次の通りです。１口当たりの純資産価格のうち12月末日の数値は、12月31日の数値を記載しております。このため、販売会社が公表する毎月最終営業日における１口当たりの純資産価格と、各月末の１口当たりの純資産価格とが異なる場合があります。

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券				クラスA（円）受益証券		
	純資産総額		１口当たりの純資産価格		純資産総額		１口当たりの純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第６会計年度(2007年12月31日)	58,887	6,607	130.73	14,667	5,153	578	10,929
第７会計年度(2008年12月31日)	114,594	12,856	136.09	15,268	8,663	972	10,913
第８会計年度(2009年12月31日)	222,377	24,949	153.05	17,171	15,337	1,721	12,116
第９会計年度(2010年12月31日)	425,243	47,708	163.01	18,288	20,131	2,259	12,968
第10会計年度(2011年12月31日)	412,573	46,287	172.30	19,330	17,443	1,957	13,567
第11会計年度(2012年12月31日)	472,879	53,052	183.99	20,642	18,698	2,098	14,413
第12会計年度(2013年12月31日)	377,874	42,394	182.13	20,433	15,092	1,693	14,178
第13会計年度(2014年12月31日)	337,643	37,880	189.29	21,236	12,884	1,445	14,663
第14会計年度(2015年12月31日)	305,694	34,296	187.87	21,077	12,884	1,445	14,446
第15会計年度(2016年12月31日)	371,397	41,667	190.78	21,404	18,314	2,055	14,428
2016年１月末日	307,434	34,491	189.73	21,286	13,293	1,491	14,578
2016年２月末日	311,029	34,894	190.26	21,345	14,857	1,667	14,610
2016年３月末日	319,104	35,800	191.60	21,496	15,194	1,705	14,692
2016年４月末日	327,154	36,703	192.34	21,579	16,582	1,860	14,728
2016年５月末日	332,953	37,354	192.42	21,588	16,064	1,802	14,727
2016年６月末日	350,216	39,291	195.52	21,935	18,055	2,026	14,934
2016年７月末日	368,769	41,372	196.73	22,071	18,892	2,119	15,001
2016年８月末日	374,165	41,978	196.66	22,063	18,932	2,124	14,975
2016年９月末日	378,420	42,455	196.60	22,057	19,544	2,193	14,939
2016年10月末日	385,272	43,224	195.27	21,907	18,784	2,107	14,813
2016年11月末日	377,049	42,301	190.83	21,409	16,686	1,872	14,458
2016年12月末日	371,397	41,667	190.78	21,404	18,314	2,055	14,428
2017年１月末日	370,293	41,543	191.17	21,447	19,646	2,204	14,425
2017年２月末日	368,478	41,340	192.45	21,591	20,358	2,284	14,508
2017年３月末日	360,664	40,463	192.13	21,555	20,349	2,283	14,457

（中略）

VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券（四半期分配型）							
	純資産総額				1口当たりの純資産価格			
	千米ドル（分配落）	百万円（分配落）	千米ドル（分配付）	百万円（分配付）	米ドル（分配落）	円（分配落）	米ドル（分配付）	円（分配付）
第６会計年度(2007年12月31日)	27,939	3,134	28,269	3,171	120.79	13,551	122.22	13,712
第７会計年度(2008年12月31日)	11,215	1,258	11,492	1,289	56.37	6,324	57.76	6,480
第８会計年度(2009年12月31日)	58,580	6,572	58,648	6,580	85.79	9,625	85.89	9,636
第９会計年度(2010年12月31日)	103,269	11,586	103,364	11,596	100.83	11,312	100.93	11,323
第10会計年度(2011年12月31日)	71,056	7,972	71,139	7,981	84.36	9,464	84.46	9,475
第11会計年度(2012年12月31日)	94,621	10,615	94,703	10,625	112.19	12,587	112.29	12,597
第12会計年度(2013年12月31日)	102,391	11,487	102,485	11,498	118.57	13,302	118.67	13,314
第13会計年度(2014年12月31日)	79,672	8,938	79,736	8,946	132.50	14,865	132.61	14,877
第14会計年度(2015年12月31日)	66,234	7,431	66,288	7,437	125.66	14,098	125.77	14,110
第15会計年度(2016年12月31日)	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2016年１月末日	60,702	6,810	60,756	6,816	115.99	13,013	116.10	13,025
2016年２月末日	59,619	6,689	59,671	6,695	116.32	13,050	116.43	13,062
2016年３月末日	65,553	7,354	65,605	7,360	128.40	14,405	128.50	14,416
2016年４月末日	66,518	7,463	66,570	7,468	129.62	14,542	129.72	14,553
2016年５月末日	65,999	7,404	66,051	7,410	129.83	14,566	129.93	14,577
2016年６月末日	65,624	7,362	65,676	7,368	131.82	14,789	131.92	14,800
2016年７月末日	66,580	7,470	66,632	7,475	138.26	15,511	138.37	15,524
2016年８月末日	64,554	7,242	64,602	7,248	136.48	15,312	136.58	15,323
2016年９月末日	60,534	6,791	60,582	6,797	134.62	15,103	134.72	15,115
2016年10月末日	56,736	6,365	56,784	6,371	129.17	14,492	129.28	14,504
2016年11月末日	55,711	6,250	55,755	6,255	128.06	14,367	128.16	14,378
2016年12月末日	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2017年１月末日	53,798	6,036	53,841	6,040	130.53	14,644	130.64	14,656
2017年２月末日	55,706	6,250	55,748	6,254	134.50	15,090	134.60	15,101
2017年３月末日	54,790	6,147	54,831	6,151	133.88	15,020	133.99	15,032

（中略）

Ⅶ　ジャナス・ジャパン・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券			
	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第15会計年度 (2016年12月31日)	10	1	109.87	12,326
2016年10月末日	7	1	101.74	11,414
2016年11月末日	9	1	107.38	12,047
2016年12月末日	10	1	109.87	12,326
2017年１月末日	10	1	110.68	12,417
2017年２月末日	11	1	111.79	12,542
2017年３月末日	114	13	111.48	12,507

（注）各クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

＜訂正後＞

2016年1月末日から2017年3月末日までの期間における各月末並びに直近10計算期間の各会計年度末の純資産の推移は次の通りです。１口当たりの純資産価格のうち12月末日の数値は、12月31日の数値を記載しております。このため、販売会社が公表する毎月最終営業日における１口当たりの純資産価格と、各月末の１口当たりの純資産価格とが異なる場合があります。

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券				クラスA（円）受益証券		
	純資産総額		１口当たりの純資産価格		純資産総額		１口当たりの純資産価格
	千米ドル	百万円	米ドル	円	千米ドル	百万円	円
第６会計年度(2007年12月31日)	58,887	6,607	130.73	14,667	5,153	578	10,929
第７会計年度(2008年12月31日)	114,594	12,856	136.09	15,268	8,663	972	10,913
第８会計年度(2009年12月31日)	222,377	24,949	153.05	17,171	15,337	1,721	12,116
第９会計年度(2010年12月31日)	425,243	47,708	163.01	18,288	20,131	2,259	12,968
第10会計年度(2011年12月31日)	412,573	46,287	172.30	19,330	17,443	1,957	13,567
第11会計年度(2012年12月31日)	472,879	53,052	183.99	20,642	18,698	2,098	14,413
第12会計年度(2013年12月31日)	377,874	42,394	182.13	20,433	15,092	1,693	14,178
第13会計年度(2014年12月31日)	337,643	37,880	189.29	21,236	12,884	1,445	14,663
第14会計年度(2015年12月31日)	305,694	34,296	187.87	21,077	12,884	1,445	14,446
第15会計年度(2016年12月31日)	371,397	41,667	190.78	21,404	18,314	2,055	14,428
2016年１月末日	307,434	34,491	189.73	21,286	13,293	1,491	14,578
2016年２月末日	311,029	34,894	190.26	21,345	14,857	1,667	14,610
2016年３月末日	319,104	35,800	191.60	21,496	15,194	1,705	14,692
2016年４月末日	327,154	36,703	192.34	21,579	16,582	1,860	14,728
2016年５月末日	332,953	37,354	192.42	21,588	16,064	1,802	14,727
2016年６月末日	350,216	39,291	195.52	21,935	18,055	2,026	14,934
2016年７月末日	368,769	41,372	196.73	22,071	18,892	2,119	15,001
2016年８月末日	374,165	41,978	196.66	22,063	18,932	2,124	14,975
2016年９月末日	378,420	42,455	196.60	22,057	19,544	2,193	14,939
2016年10月末日	385,272	43,224	195.27	21,907	18,784	2,107	14,813
2016年11月末日	377,049	42,301	190.83	21,409	16,686	1,872	14,458
2016年12月末日	371,397	41,667	190.78	21,404	18,314	2,055	14,428
2017年１月末日	370,293	41,543	191.17	21,447	19,646	2,204	14,425
2017年２月末日	368,478	41,340	192.45	21,591	20,358	2,284	14,508
2017年３月末日	360,664	40,463	192.13	21,555	20,349	2,283	14,457

（中略）

VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	クラスA（米ドル）受益証券（四半期分配型）							
	純資産総額				1口当たりの純資産価格			
	千米ドル（分配落）	百万円（分配落）	千米ドル（分配付）	百万円（分配付）	米ドル（分配落）	円（分配落）	米ドル（分配付）	円（分配付）
第６会計年度(2007年12月31日)	27,939	3,134	28,269	3,171	120.79	13,551	122.22	13,712
第７会計年度(2008年12月31日)	11,215	1,258	11,492	1,289	56.37	6,324	57.76	6,480
第８会計年度(2009年12月31日)	58,580	6,572	58,648	6,580	85.79	9,625	85.89	9,636
第９会計年度(2010年12月31日)	103,269	11,586	103,364	11,596	100.83	11,312	100.93	11,323
第10会計年度(2011年12月31日)	71,056	7,972	71,139	7,981	84.36	9,464	84.46	9,475
第11会計年度(2012年12月31日)	94,621	10,615	94,703	10,625	112.19	12,587	112.29	12,597
第12会計年度(2013年12月31日)	102,391	11,487	102,485	11,498	118.57	13,302	118.67	13,314
第13会計年度(2014年12月31日)	79,672	8,938	79,736	8,946	132.50	14,865	132.61	14,877
第14会計年度(2015年12月31日)	66,234	7,431	66,288	7,437	125.66	14,098	125.77	14,110
第15会計年度(2016年12月31日)	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2016年１月末日	60,702	6,810	60,756	6,816	115.99	13,013	116.10	13,025
2016年２月末日	59,619	6,689	59,671	6,695	116.32	13,050	116.43	13,062
2016年３月末日	65,553	7,354	65,605	7,360	128.40	14,405	128.50	14,416
2016年４月末日	66,518	7,463	66,570	7,468	129.62	14,542	129.72	14,553
2016年５月末日	65,999	7,404	66,051	7,410	129.83	14,566	129.93	14,577
2016年６月末日	65,624	7,362	65,676	7,368	131.82	14,789	131.92	14,800
2016年７月末日	66,580	7,470	66,632	7,475	138.26	15,511	138.37	15,524
2016年８月末日	64,554	7,242	64,602	7,248	136.48	15,312	136.58	15,323
2016年９月末日	60,534	6,791	60,582	6,797	134.62	15,103	134.72	15,115
2016年10月末日	56,736	6,365	56,784	6,371	129.17	14,492	129.28	14,504
2016年11月末日	55,711	6,250	55,755	6,255	128.06	14,367	128.16	14,378
2016年12月末日	54,067	6,066	54,111	6,071	129.11	14,485	129.21	14,496
2017年１月末日	53,798	6,036	53,841	6,040	130.53	14,644	130.64	14,656
2017年２月末日	55,706	6,250	55,748	6,254	134.50	15,090	134.60	15,101
2017年３月末日	54,790	6,147	54,831	6,151	133.88	15,020	133.99	15,032

（中略）

（注）各クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

②　【分配の推移】

＜訂正前＞

前記「分配方針」に記載のとおり、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券及びクラスB受益証券、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されておりません。

＜訂正後＞

前記「分配方針」に記載のとおり、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券及びクラスB受益証券、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・トゥエンティ・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されておりません。

③　【収益率の推移】

＜訂正前＞

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（中略）

Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	収益率（注１）				
	クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスA(円)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスB(円)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスⅠ（円）受益証券（注２）
第６会計年度(2007年12月31日)	-12.70%	-15.64%	-13.18%	-16.11%	-17.32%
第７会計年度(2008年12月31日)	-48.70%	-48.15%	-49.11%	-48.55%	-59.70%
第８会計年度(2009年12月31日)	52.90%	53.68%	52.36%	53.12%	58.17%
第９会計年度(2010年12月31日)	18.00%	19.44%	17.46%	18.91%	4.88%
第10会計年度(2011年12月31日)	-15.94%	-16.72%	-16.40%	-17.17%	-20.14%
第11会計年度(2012年12月31日)	33.46%	33.22%	32.85%	32.50%	51.46%
第12会計年度(2013年12月31日)	6.04%	5.72%	5.52%	5.20%	29.88%
第13会計年度(2014年12月31日)	12.09%	11.85%	11.54%	11.36%	28.46%
第14会計年度(2015年12月31日)	-4.86%	-5.26%	-5.35%	-5.83%	-3.83%
第15会計年度(2016年12月31日)	3.06%	1.76%	2.55%	1.24%	0.98%

Ⅶ　ジャナス・ジャパン・ファンド

	収益率（注１）
	クラスＡ(米ドル) 受益証券
第15会計年度 (2016年12月31日) （注4）	9.87%

（注１）　収益率とは、以下の計算式により算出される値であり、騰落率とは異なる点にご留意ください。
収益率（%）＝ 100 ×（a － b）／ b
a ＝ 上記会計年度末の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）
b ＝ 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、分配落の額）
（注２）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。
（注３）　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは2003年９月30日設定。2007年５月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・US-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。
（注４）　ジャナス・ジャパン・ファンド クラスＡ(米ドル)受益証券の運用は2016年10月4日に開始しました。

＜訂正後＞

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（中略）

Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

	収益率（注１）				
	クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスA(円)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスB(円)受益証券(四半期分配型)(注３)	クラスⅠ（円）受益証券（注２）
第６会計年度(2007年12月31日)	-12.70%	-15.64%	-13.18%	-16.11%	-17.32%
第７会計年度(2008年12月31日)	-48.70%	-48.15%	-49.11%	-48.55%	-59.70%
第８会計年度(2009年12月31日)	52.90%	53.68%	52.36%	53.12%	58.17%
第９会計年度(2010年12月31日)	18.00%	19.44%	17.46%	18.91%	4.88%
第10会計年度(2011年12月31日)	-15.94%	-16.72%	-16.40%	-17.17%	-20.14%
第11会計年度(2012年12月31日)	33.46%	33.22%	32.85%	32.50%	51.46%
第12会計年度(2013年12月31日)	6.04%	5.72%	5.52%	5.20%	29.88%
第13会計年度(2014年12月31日)	12.09%	11.85%	11.54%	11.36%	28.46%
第14会計年度(2015年12月31日)	-4.86%	-5.26%	-5.35%	-5.83%	-3.83%
第15会計年度(2016年12月31日)	3.06%	1.76%	2.55%	1.24%	0.98%

（注１）　収益率とは、以下の計算式により算出される値であり、騰落率とは異なる点にご留意ください。
収益率（%）＝ 100 ×（a － b）／ b
a ＝ 上記会計年度末の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）
b ＝ 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、分配落の額）

（注２）　各クラスⅠ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

（注３）　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは2003年９月30日設定。2007年５月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・US-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

（4）【販売及び買戻しの実績】

＜訂正前＞

当ファンドの各会計年度中の販売及び買戻しの実績、並びに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

(中略)

Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	43,262	111,046	231,296
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	13,629	26,703	60,535
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	52,954	451,669	941,660
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	9,954	82,338	175,722
	クラスⅠ（円） 受益証券	12,046	15,365	20,950
第７会計年度 （2008年12月31日）	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	43,410	75,736	198,970
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	4,023	22,192	42,366
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	48,836	258,521	731,975
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	2,592	41,103	137,211
	クラスⅠ（円） 受益証券	3,226	5,952	18,224
第８会計年度 （2009年12月31日）	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	850,481	366,622	682,830
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	33,012	13,044	62,335
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	49,383	252,243	529,115
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	1,383	32,440	106,154
	クラスⅠ（円） 受益証券	9,852	4,311	23,765

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第９会計年度 (2010年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	1,282,567	941,243	1,024,154
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	114,168	52,751	123,752
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	28,904	349,594	208,426
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	849	75,678	31,326
	クラスI（円） 受益証券	33,551	12,422	44,894
第10会計年度 (2011年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	154,882	336,711	842,325
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	16,476	27,452	112,782
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	3,599	92,176	119,849
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	336	18,544	13,118
	クラスI（円） 受益証券	53,202	53,774	44,322
第11会計年度 (2012年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	81,807	80,719	843,413
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	10,261	6,474	116,569
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	574	46,633	73,790
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	8,255	4,864
	クラスI（円） 受益証券	14,808	23,228	35,902
第12会計年度 (2013年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	378,268	358,100	863,581
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	10,531	22,976	104,124
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	2,888	33,447	43,231
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	2,508	2,355
	クラスI（円） 受益証券	9,327	17,345	27,883

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	111,499	373,797	601,283
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	6,309	26,674	83,759
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	65	20,693	22,603
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	1,347	1,009
	クラスI（円） 受益証券	4,355	14,394	17,844
第14会計年度 (2015年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	60,138	134,352	527,069
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	2,028	14,970	70,818
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	0	15,584	7,019
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	889	120
	クラスI（円） 受益証券	1,477	13,993	5,329
第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	30,573	138,859	418,783
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	11,521	19,006	63,333
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	0	5,945	1,074
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	119	2
	クラスI（円） 受益証券	2,069	2,822	4,576

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

Ⅶ　ジャナス・ジャパン・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券	88	0	88

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。

＜訂正後＞

当ファンドの各会計年度中の販売及び買戻しの実績、並びに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

(中略)

Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第６会計年度 （2007年12月31日）	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	43,262	111,046	231,296
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	13,629	26,703	60,535
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	52,954	451,669	941,660
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	9,954	82,338	175,722
	クラスⅠ（円） 受益証券	12,046	15,365	20,950
第７会計年度 （2008年12月31日）	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	43,410	75,736	198,970
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	4,023	22,192	42,366
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	48,836	258,521	731,975
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	2,592	41,103	137,211
	クラスⅠ（円） 受益証券	3,226	5,952	18,224
第８会計年度 （2009年12月31日）	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	850,481	366,622	682,830
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	33,012	13,044	62,335
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	49,383	252,243	529,115
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	1,383	32,440	106,154
	クラスⅠ（円） 受益証券	9,852	4,311	23,765

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第９会計年度 (2010年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	1,282,567	941,243	1,024,154
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	114,168	52,751	123,752
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	28,904	349,594	208,426
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	849	75,678	31,326
	クラスI（円） 受益証券	33,551	12,422	44,894
第10会計年度 (2011年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	154,882	336,711	842,325
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	16,476	27,452	112,782
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	3,599	92,176	119,849
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	336	18,544	13,118
	クラスI（円） 受益証券	53,202	53,774	44,322
第11会計年度 (2012年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	81,807	80,719	843,413
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	10,261	6,474	116,569
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	574	46,633	73,790
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	8,255	4,864
	クラスI（円） 受益証券	14,808	23,228	35,902
第12会計年度 (2013年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	378,268	358,100	863,581
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	10,531	22,976	104,124
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	2,888	33,447	43,231
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	2,508	2,355
	クラスI（円） 受益証券	9,327	17,345	27,883

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第13会計年度 (2014年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	111,499	373,797	601,283
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	6,309	26,674	83,759
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	65	20,693	22,603
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	1,347	1,009
	クラスI（円） 受益証券	4,355	14,394	17,844
第14会計年度 (2015年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	60,138	134,352	527,069
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	2,028	14,970	70,818
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	0	15,584	7,019
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	889	120
	クラスI（円） 受益証券	1,477	13,993	5,329
第15会計年度 (2016年12月31日)	クラスA（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	30,573	138,859	418,783
	クラスA（円） 受益証券 （四半期分配型）	11,521	19,006	63,333
	クラスB（米ドル） 受益証券 （四半期分配型）	0	5,945	1,074
	クラスB（円） 受益証券 （四半期分配型）	0	119	2
	クラスI（円） 受益証券	2,069	2,822	4,576

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

（前略）

注文処理

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した受益証券の注文は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した受益証券の注文は、翌ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した受益証券の注文は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。グリニッジ時間の正午後に受領した受益証券の注文は、翌ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。

販売会社は、自己の媒介した注文が管理事務代行会社に対して遅滞なく伝達されるよう保証する責任を負います。管理会社は、理由の有無にかかわらず、口座開設申込みの全部又は一部を拒否することができます。受益者に対するすべての通知及び発表は、口座開設申込書に記載された住所に送付されます。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

注文処理

ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した受益証券の注文は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した受益証券の注文は、翌ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。

販売会社は、自己の媒介した注文が管理事務代行会社に対して遅滞なく伝達されるよう保証する責任を負います。管理会社は、理由の有無にかかわらず、口座開設申込みの全部又は一部を拒否することができます。受益者に対するすべての通知及び発表は、口座開設申込書に記載された住所に送付されます。

（後略）

2 【買戻し手続等】

＜訂正前＞

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、任意のファンド営業日に、保有する受益証券の全部又は一部の買戻しを要求することができます。かかる要求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。買戻請求は書面又はファクシミリによって管理事務代行会社に提出することができ、いかなる買戻請求にも受益者の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)、該当する口座番号、当ファンド、償還される受益証券のクラス及び通貨、買戻しの対象となる受益証券の数量又は価値、及び償還の請求が最新のプロスペクタスの条項に従って行われていることの確認を明記しなければなりません。買戻しは、電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)によって要求することもできますが、口座開設申込書において受益者が指定している場合に限ります。

（中略）

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、各ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。グリニッジ時間の正午後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

販売取扱会社は、自己の受領したすべての要求が遅滞なく管理事務代行会社に対して伝達されるよう保証する責任を負います。受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「１　申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

（中略）

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、買戻請求の受領後４ファンド営業日以内（ジャナス・ジャパン・ファンド以外のサブファンドの場合）又は６ファンド営業日以内（ジャナス・ジャパン・ファンドの場合）、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10ファンド営業日以内に送付され、口座開設申込書に詳述されているとおり、登録受益者の口座に電子送金されます。管理事務代行会社の直近の購入による買戻代金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻代金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。管理会社は、買戻代金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

（中略）

(2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、いつでも販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。買戻請求は、原則として、毎取扱日において行うことができます(買戻しの請求単位については、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください)。

日本における買戻しの請求の取扱いは、取扱日の午後３時までとし当該受付時間を過ぎた場合は翌取扱日の取扱いとします。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、受付時間が異なる場合があります。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、買戻しを中止する日がある場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。

買戻代金は、下記の計算式により算出します。

$$A = B \times C$$

A：買戻時に支払われる正味買戻代金

B：買戻しをする当ファンドのサブファンドの受益証券口数

C：買戻しをする当ファンドのサブファンドの当該計算日における受益証券１口当たりの純資産価格

＊ B×Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めた額となります。また、円貨の場合、１円未満の端数の取扱いについては、販売会社及び販売取扱会社により、適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います。
ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。
ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、各ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。グリニッジ時間の正午後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

(注)　販売会社又は販売取扱会社によっては、状況により、異なる注文受付時間を設けることがあります。
受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「第２　手続等、１　申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

（中略）

(3) 海外における受益証券の転換

受益者は、受益証券を当ファンドの他のサブファンドの受益証券と転換することができます。但し、受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(以下「新サブファンド」といいます。)とのみ転換することができ、クラスＢ受益証券の場合は、新サブファンドにおける同一の通貨表示のクラスＢ受益証券とのみ転換することができます。当該転換は新サブファンドの該当するクラスの受益証券１口当たりの純資産価格で行われます。

（中略）

販売代行会社は、自己の受領したすべての転換注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引き渡されるよう保証する責任を負います。各転換は、当該受益証券の最低継続申込金額以上の価値総額を有する受益証券、又は受益者の口座にあるすべての受益証券に関するものでなければなりません。転換は、発行済受益証券の買戻し及び新しい当ファンドのサブファンドにおける受益証券の発行により行われます。ファンドは転換請求を拒否し、転換の権利を随時変更もしくは終了する権利を留保します。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領及び承諾した転換注文書は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格で計算された、転換請求のあった受益証券の純資産総額により行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領及び承諾された転換注文書は、翌ファンド営業日に計算された１クラス当たりの１口当たり純資産価格にて処理されます。ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、各ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社に代わる者が受領及び承諾した転換注文書は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格で計算された、転換請求のあった受益証券の純資産総額により行われます。グリニッジ時間の正午後に受領及び承諾された転換注文書は、翌ファンド営業日に計算された１クラス当たりの１口当たり純資産価格にて処理されます。

転換の際は、単位未満の受益証券が発生することがあります。管理会社は、転換対象となる受益証券の純資産総額の１％を上限として短期取引手数料を課す権利を留保しています。クラスＢ受益証券が購入後６年経過後にクラスＡ受益証券に変換される際は、かかる短期取引手数料の支払い義務は発生しないものとします。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

（中略）

(4) 日本における受益証券のスイッチング

販売会社又は販売取扱会社の口座に受益証券を保有する受益者は、受益証券を他の受益証券にスイッチングすることができます（一部の販売会社では、スイッチング・サービスの提供を行っていません。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。）。スイッチングは、受益者が保有するクラス受益証券の買戻しと他のクラス受益証券の申込を一括して行う取引です。受益証券は同じクラスの受益証券(以下「新クラス受益証券」といいます。)とのみスイッチングすることができ、クラスＢ受益証券の場合は、同じ通貨表示のクラスＢ受益証券とのみスイッチングすることができます。なお、その場合、旧クラスＢ受益証券の買戻しにかかる条件付後払申込手数料は課せられません。新クラスＢ受益証券は、スイッチング後も旧クラスＢ受益証券購入後の経過年数が引続き計上されます。また、スイッチングの際に、販売会社及び販売取扱会社は、購入時にかかる申込手数料(詳細は「第一部、(5) 申込手数料」をご参照ください。)を課すことはありません。

（中略）

販売会社及び販売取扱会社は、自己の受領したすべてのスイッチング注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引渡されるよう保証する責任を負います。販売会社及び販売取扱会社は、原則として取扱日の午後３時（日本時間）までになされたスイッチングの請求を、当該取扱日のスイッチングの請求として管理事務代行会社に引き渡します。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込の受付時間が異なる場合があります。また、販売会社又は販売取扱会社によっては、スイッチングの取扱いを中止する日がある場合があります。詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。スイッチングの請求は、１口以上1000分の１口単位(保有する受益証券全てのスイッチングを請求する場合には1000分の１口以上1000分の１口単位)又は販売会社もしくは販売取扱会社が別途定める単位で行うことができます。スイッチングは、発行済受益証券の買戻し及び新クラス受益証券の発行により行われます。ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者によって受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、翌ファンド営業日に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で処理されます。ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社又はこれに代わる者によって受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、当該ファンド営業日におけるグリニッジ時間の正午に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で行われます。グリニッジ時間の正午後に受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、翌ファンド営業日に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で処理されます。なお、スイッチングの請求は、当該受益証券に関する当該請求以前のスイッチングが完了し、当該受益証券に関する決済が完了し、管理会社が該当する決済時までに受領されるまで実行することができません。

（後略）

＜訂正後＞

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、任意のファンド営業日に、保有する受益証券の全部又は一部の買戻しを要求することができます。かかる要求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。買戻請求は書面又はファクシミリによって管理事務代行会社に提出することができ、いかなる買戻請求にも受益者の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)、該当する口座番号、当ファンド、償還される受益証券のクラス及び通貨、買戻しの対象となる受益証券の数量又は価値、及び償還の請求が最新のプロスペクタスの条項に従って行われていることの確認を明記しなければなりません。買戻しは、電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)によって要求することもできますが、口座開設申込書において受益者が指定している場合に限ります。

(中略)

各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

販売取扱会社は、自己の受領したすべての要求が遅滞なく管理事務代行会社に対して伝達されるよう保証する責任を負います。受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「１　申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

(中略)

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、買戻請求の受領後４ファンド営業日以内、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10ファンド営業日以内に送付され、口座開設申込書に詳述されているとおり、登録受益者の口座に電子送金されます。管理事務代行会社の直近の購入による買戻代金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻代金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。管理会社は、買戻代金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

(中略)

(2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、いつでも販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。買戻請求は、原則として、毎取扱日において行うことができます(買戻しの請求単位については、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください)。

日本における買戻しの請求の取扱いは、取扱日の午後３時までとし当該受付時間を過ぎた場合は翌取扱日の取扱いとします。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、受付時間が異なる場合があります。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、買戻しを中止する日がある場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。

買戻代金は、下記の計算式により算出します。

$$A=B\times C$$

A：買戻時に支払われる正味買戻代金

B：買戻しをする当ファンドのサブファンドの受益証券口数

C：買戻しをする当ファンドのサブファンドの当該計算日における受益証券１口当たりの純資産価格

＊ B×Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めた額となります。また、円貨の場合、１円未満の端数の取扱いについては、販売会社及び販売取扱会社により、適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います。
各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

(注) 販売会社又は販売取扱会社によっては、状況により、異なる注文受付時間を設けることがあります。
受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「第２ 手続等、１ 申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

（中略）

(3) 海外における受益証券の転換

受益者は、受益証券を当ファンドの他のサブファンドの受益証券と転換することができます。但し、受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(以下「新サブファンド」といいます。)とのみ転換することができ、クラスＢ受益証券の場合は、新サブファンドにおける同一の通貨表示のクラスＢ受益証券とのみ転換することができます。当該転換は新サブファンドの該当するクラスの受益証券１口当たりの純資産価格で行われます。

（中略）

販売代行会社は、自己の受領したすべての転換注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引き渡されるよう保証する責任を負います。各転換は、当該受益証券の最低継続申込金額以上の価値総額を有する受益証券、又は受益者の口座にあるすべての受益証券に関するものでなければなりません。転換は、発行済受益証券の買戻し及び新しい当ファンドのサブファンドにおける受益証券の発行により行われます。ファンドは転換請求を拒否し、転換の権利を随時変更もしくは終了する権利を留保します。

各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領及び承諾した転換注文書は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格で計算された、転換請求のあった受益証券の純資産総額により行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領及び承諾された転換注文書は、翌ファンド営業日に計算された１クラス当たりの１口当たり純資産価格にて処理されます。

転換の際は、単位未満の受益証券が発生することがあります。管理会社は、転換対象となる受益証券の純資産総額の１％を上限として短期取引手数料を課す権利を留保しています。クラスＢ受益証券が購入後６年経過後にクラスＡ受益証券に変換される際は、かかる短期取引手数料の支払い義務は発生しないものとします。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

（中略）

(4) 日本における受益証券のスイッチング

販売会社又は販売取扱会社の口座に受益証券を保有する受益者は、受益証券を他の受益証券にスイッチングすることができます（一部の販売会社では、スイッチング・サービスの提供を行っていません。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。）。スイッチングは、受益者が保有するクラス受益証券の買戻しと他のクラス受益証券の申込を一括して行う取引です。受益証券は同じクラスの受益証券(以下「新クラス受益証券」といいます。)とのみスイッチングすることができ、クラスＢ受益証券の場合は、同じ通貨表示のクラスＢ受益証券とのみスイッチングすることができます。なお、その場合、旧クラスＢ受益証券の買戻しにかかる条件付後払申込手数料は課せられません。新クラスＢ受益証券は、スイッチング後も旧クラスＢ受益証券購入後の経過年数が引続き計上されます。また、スイッチングの際に、販売会社及び販売取扱会社は、購入時にかかる申込手数料(詳細は「第一部、(5) 申込手数料」をご参照ください。)を課すことはありません。

（中略）

販売会社及び販売取扱会社は、自己の受領したすべてのスイッチング注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引渡されるよう保証する責任を負います。販売会社及び販売取扱会社は、原則として取扱日の午後３時（日本時間）までになされたスイッチングの請求を、当該取扱日のスイッチングの請求として管理事務代行会社に引き渡します。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込の受付時間が異なる場合があります。また、販売会社又は販売取扱会社によっては、スイッチングの取扱いを中止する日がある場合があります。詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。スイッチングの請求は、１口以上1000分の１口単位(保有する受益証券全てのスイッチングを請求する場合には1000分の１口以上1000分の１口単位)又は販売会社もしくは販売取扱会社が別途定める単位で行うことができます。スイッチングは、発行済受益証券の買戻し及び新クラス受益証券の発行により行われます。ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者によって受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、翌ファンド営業日に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で処理されます。なお、スイッチングの請求は、当該受益証券に関する当該請求以前のスイッチングが完了し、当該受益証券に関する決済が完了し、管理会社が該当する決済時までに受領されるまで実行することができません。

（後略）

第３ 【ファンドの経理状況】

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜訂正前＞

Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（中略）

Ⅵ ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（2017年３月31日現在）

a．資産総額	61,882,803米ドル	6,942,631,678円
b．負債総額	-201,563米ドル	-22,613,362円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	54,789,593米ドル	6,146,844,439円
c2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	20,702米ドル	2,322,557円
c3．クラスA(円)　(四半期分配型)	6,330,644米ドル	710,234,950円
c4．クラスB(円)　(四半期分配型)	192米ドル	21,540円
c5．クラスⅠ(円)	540,109米ドル	60,594,829円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	409,231口	
d2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	157口	
d3．クラスA(円)　(四半期分配型)	61,062口	
d4．クラスB(円)　(四半期分配型)	2口	
d5．クラスⅠ(円)	4,139口	
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	133.88米ドル	15,020円
e2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	131.97米ドル	14,806円
e3．クラスA(円)　(四半期分配型)		11,540円
e4．クラスB(円)　(四半期分配型)		11,386円
e5．クラスⅠ(円)		14,524円

＊ 純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.19円（2017年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

Ⅶ　ジャナス・ジャパン・ファンド

（2017年３月31日現在）

a．資産総額	115,356米ドル	12,941,790円
b．負債総額	-1,596米ドル	-179,055円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)	113,760米ドル	12,762,734円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)		1,020口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)	111.48米ドル	12,507円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.19円（2017年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

＜訂正後＞

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（中略）

Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（2017年３月31日現在）

a．資産総額	61,882,803米ドル	6,942,631,678円
b．負債総額	-201,563米ドル	-22,613,362円
c．純資産総額(a-b)		
c1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	54,789,593米ドル	6,146,844,439円
c2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	20,702米ドル	2,322,557円
c3．クラスA(円)　(四半期分配型)	6,330,644米ドル	710,234,950円
c4．クラスB(円)　(四半期分配型)	192米ドル	21,540円
c5．クラスⅠ(円)	540,109米ドル	60,594,829円
d．発行済口数		
d1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)		409,231口
d2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)		157口
d3．クラスA(円)　(四半期分配型)		61,062口
d4．クラスB(円)　(四半期分配型)		2口
d5．クラスⅠ(円)		4,139口
e．１口当たり純資産価格		
e1．クラスA(米ドル)(四半期分配型)	133.88米ドル	15,020円
e2．クラスB(米ドル)(四半期分配型)	131.97米ドル	14,806円
e3．クラスA(円)　(四半期分配型)		11,540円
e4．クラスB(円)　(四半期分配型)		11,386円
e5．クラスⅠ(円)		14,524円

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.19円（2017年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

第三部 【特別情報】

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

（前略）

５． パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

（Perkins Investment Management, LLC）

(1) 資本金の額

113百万米ドル（2017年３月31日現在）（約126億7,747万円）

(2) 事業の内容

同社はデラウェア州法に基づき設立され、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。現在、同社は米国籍のミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定について投資顧問及び副投資顧問サービスを提供しています。

６． アセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社

（Asset Management One International Ltd.）

(1) 資本金の額

9百万ポンド（2017年３月31日現在）（12億6,072万円）

(2) 事業の内容

同社はイングランド及びウェールズ法に基づき設立され、FCAの規制を受けます。同社は、1979年より投資運用及び助言業務を行っております。2017年３月31日現在のアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドの運用資産は約65億米ドル（約7,292億円）です。

(注) 2016年10月１日、DIAMインターナショナル・リミテッド(DIAM International Ltd.)からアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド（Asset Management One International Ltd.）に商号が変更されました。

７．　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社及び代行協会員）

(1)　資本金の額

100億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、同社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務及び販売等の業務を行っています。

８．　株式会社SBI証券（販売会社）

(1)　資本金の額

483億2,313万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

９．　ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（販売会社）

(1)　資本金の額

1,143億5,872万9,495.00香港ドル（約1兆6,513億4005万円）（円換算には、2017年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル=14.44円）を用いています。）、34億5,300万米ドル（約3,873億9,207万円）（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10．　株式会社新生銀行（販売会社）

(1)　資本金の額

5,122億400万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

11．　東海東京証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

60億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

12.　クレディ・スイス証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

781億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

13.　ソニー銀行株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

310億円（2017年3月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

＜訂正後＞

（前略）

５．　パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

（Perkins Investment Management, LLC）

(1)　資本金の額

113百万米ドル（2017年３月31日現在）（約126億7,747万円）

(2)　事業の内容

同社はデラウェア州法に基づき設立され、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。現在、同社は米国籍のミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定について投資顧問及び副投資顧問サービスを提供しています。

６．　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社及び代行協会員）

(1)　資本金の額

100億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、同社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務及び販売等の業務を行っています。

7.　株式会社SBI証券（販売会社）

(1)　資本金の額

483億2,313万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

8.　ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（販売会社）

(1)　資本金の額

1,143億5,872万9,495.00香港ドル（約1兆6,513億4005万円）（円換算には、2017年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル=14.44円）を用いています。）、34億5,300万米ドル（約3,873億9,207万円）（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

9.　株式会社新生銀行（販売会社）

(1)　資本金の額

5,122億400万円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10.　東海東京証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

60億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

11.　クレディ・スイス証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

781億円（2017年３月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

12.　ソニー銀行株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

310億円（2017年3月31日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

2 【関係業務の概要】

＜訂正前＞

1．　保管受託会社

(1)　保管受託会社は、各事業年度における管理会社の業務を調査し、これを受益者に報告する義務を負うことになります。保管受託会社はさらに、管理会社がその投資判断並びに受益証券の発行、償還及び譲渡において、信託証書を遵守するようにする義務を負います。

（中略）

5．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー及びアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド）

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2003年７月11日付けの投資運用委託契約（IMDA）に基づき、一任ベースでジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを任命しました。下記の場合、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーとの間のIMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1．　90日前までに相手方当事者に通知した場合。
2．　相手方当事者が清算手続（清算（但し、事前に合意されている任意の清算の場合は除きます。）、倒産、管財、もしくは財産管理状態を含みます。）に入った場合。
3．　相手方当事者が重大な違反行為を行い、当該違反行為が(i)是正不可能である場合、(ii)当該当事者に是正を求める通知書の受領から30日以内に是正されない場合。
4．　相手方当事者が(i)該当する管轄区域における法律、(ii)該当する管轄区域における政府もしくは規制当局の規則に違反したことにより、IMDAに基づく義務を履行することができない場合。
5．　(i)14日以上の継続する、(ii)相手方当事者がIMDAに基づく義務を履行することを妨げる不可抗力事由が発生した場合。

また、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2014年7月28日付けの投資運用委託契約(IMDA)に基づき、一任ベースでジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ジャパン・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、アセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドを任命しました。下記の場合、アセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッドとの間のIMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1. 委託者又は受託者がそれぞれ120日前又は90日前までに相手方に通知した場合。
2. 相手方当事者が清算(但し、事前に書面で合意されている再建又は合併のための任意の清算の場合は除きます。)に入った場合、債務を返済できない場合、イングランド及びウェールズの法律に基づき破産の行為を行った場合、相手方当事者の資産について管財人が任命された場合、相手方当事者について管理命令が発せられた場合、又は同様の効果のある事由が発生した場合。
3. 相手方当事者が重大な違反行為を行い、(当該違反行為が是正可能である場合)是正を求める通知書を受領してから30日以内に是正されない場合。
4. 金融サービス及び市場法(2000年)及びFCAの規則により相手方当事者がIMDAにおいて定められた義務を履行できなくなった場合、又は該当する法律によって当該行為が一般的に禁止された場合。
5. 委託者又は受託者の義務の履行を、14日以上継続して妨げる不可抗力事由が発生した場合。

６． 販売会社及び代行協会員

日本における、当ファンド受益証券の販売・買戻取扱業務及び代行協会員業務を行います。

＜訂正後＞

１．　保管受託会社

(1)　保管受託会社は、各事業年度における管理会社の業務を調査し、これを受益者に報告する義務を負うことになります。保管受託会社はさらに、管理会社がその投資判断並びに受益証券の発行、償還及び譲渡において、信託証書を遵守するようにする義務を負います。

（中略）

５．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2003年７月11日付けの投資運用委託契約（IMDA）に基づき、一任ベースでジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを任命しました。下記の場合、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーとの間のIMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1．90日前までに相手方当事者に通知した場合。
2．相手方当事者が清算手続（清算（但し、事前に合意されている任意の清算の場合は除きます。）、倒産、管財、もしくは財産管理状態を含みます。）に入った場合。
3．相手方当事者が重大な違反行為を行い、当該違反行為が(i)是正不可能である場合、(ii)当該当事者に是正を求める通知書の受領から30日以内に是正されない場合。
4．相手方当事者が(i)該当する管轄区域における法律、(ii)該当する管轄区域における政府もしくは規制当局の規則に違反したことにより、IMDAに基づく義務を履行することができない場合。
5．(i)14日以上の継続する、(ii)相手方当事者がIMDAに基づく義務を履行することを妨げる不可抗力事由が発生した場合。

６．　販売会社及び代行協会員

日本における、当ファンド受益証券の販売・買戻取扱業務及び代行協会員業務を行います。

3 【資本関係】

＜訂正前＞

1． 保管受託会社

管理会社との資本関係はありません。

（中略）

5． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー及びアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーはジャナス・ヘンダーソン・グループの一部を構成します。

（後略）

＜訂正後＞

1． 保管受託会社

管理会社との資本関係はありません。

（中略）

5． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、ジャナス・ヘンダーソン・グループの一部を構成します。

（後略）

第４　【その他】

【別紙３】

定義

＜訂正前＞

（前略）

「ファンド営業日」	ジャナス・ジャパン・ファンド以外： ニューヨーク証券取引所の営業日（但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。）（その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。）をいいます。ジャナス・ジャパン・ファンド： ニューヨーク証券取引所の営業日（但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。）、かつ、銀行が東京において通常営業している日（但し、土曜日、日曜日及び休業日を除きます。）（その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。）をいいます。

（中略）

「アンダーライイング・ファンド」	ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドをいいます。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

「ファンド営業日」	ニューヨーク証券取引所の営業日（但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。）（その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。）をいいます。

（中略）

「アンダーライイング・ファンド」	ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド<u>及び</u>ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドをいいます。

（後略）